

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○階委員 民主党の階猛です。

本日は、この場での質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

最近の国会答弁で安倍首相がよく使う表現、三つあると思っております。一つは積極的平和主義、二つ目に好循環実現国会、それから責任野党という三つです。

私はいずれにも違和感を持っておりまして、海外派兵に積極的な平和主義よりも、近隣諸国と融和を図っていく積極的対話主義の方が私は目指すべきだと思っております。また、好循環は、国会よりも、震災から三年を迎える被災地の復興でこそまず実現すべきだと思っております。それから、真の責任野党、海江田代表も言っておりますけれども、与党にすり寄るのではなく国民に寄り添うべきだと思っております。

そのような立場から、以下、順次質問させていただきます。

ただきます。

まず、内閣法制局に来ていただいてお尋ねけれども、憲法解釈の限界についてちよつとお尋ねします。

先ごろの二月十二日、大串委員の質問の際、内閣法制局から、過去の政府答弁書を引用して、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、」中略しますが、「論理的に確定されるべき」という答弁がありました。つまり、憲法解釈には論理的な限界があるということとです。

ところで、安保法制懇の中で、今現在、憲法九条の解釈として我が国が国連の集団安全保障措置に参加したり集団的自衛権を行使したりすることが認められるかが議論されております。

他方、国連憲章では、第二条において加盟国の国際関係における武力の行使を原則として禁止し、例外的に認められる場合としては、第三十九条において国連の集団安全保障措置を、第五十一条において個別的または集団的自衛権の行使を挙げているわけです。国連憲章は確立された国際法規の一つでありますから、憲法九十八条二項によって、政府はその遵守義務を負っているわけです。

つまり、九十八条二項によっても我が国の武力の行使に制限が課せられているわけですから、仮に、憲法九条が、もし解釈が変更されて、個別的自衛権のみならず、国連の集団安全保障措置に参加したり集団的自衛権を行使したりすることまで許容するとするならば、国連憲章と同じ範囲で武力の行使が制限されるにすぎなくなるということ

です。

何を言いたいのかといえば、国連憲章の遵守を定める憲法九十八条二項と憲法九条は、実質的に同じことを言っているにすぎなくなるのではないかと、そうなってくると、憲法九十八条二項とは別個に、日本国憲法が、あえて、第二章の戦争の放棄という章で九条を定めている意味がなくなってしまうと私は考えます。

よって、憲法九条は、我が国の武力の行使について、国連憲章よりも厳しい制約を課していると考えられるのが論理的な帰結ではないかと考えておりますが、この点、いかがでしょうか。

○横島政府参考人 お答えいたします。

憲法解釈、憲法を初めとする法令の解釈の一般論については、これまで、国会、この委員会の場でもお答え申し上げているとおりでございます。

御指摘の具体的問題ということになりますと、政府といたしましては、懇談会、安保法制懇からの報告書が提出された後に政府としての対応を検討することとなると承知しております。懇談会においては今議論が行われていることでもありますので、現段階において具体的な御意見を申し上げますことは差し控えたいと思っております。

○階委員 質問の意味、おわかりですか。九十八条二項と同じ範囲で武力の行使に制限をかけるのであれば、あえて九条を置く意味がなくなってしまうのではないかとことです。

その点について、もう一度答弁を求めます。

○横島政府参考人 憲法を初めとする法令の解釈についての一般的な考え方については、たびたび

申し上げていることをごさいますので、あえて繰り返しはいたしません。

しかしながら、やはり、憲法の解釈と申しますのは、あくまでも、現行の憲法の規定を前提として、その適用に当たって、当該規定の法規範としての内容を具体的に認識することでありまして、憲法の改正とは異なるものでございます。

○階委員 全く答えになっておりません。では、再度。

憲法九十八条二項で国連憲章と同じ範囲で武力の行使を認めるのであれば、憲法九十八条二項で国連憲章の遵守義務を定めているわけですから、九条を置く意味がなくなるのではないかとこのことです。

もう一度、その点についてお考えを聞かせてください。

○横島政府参考人 御指摘の憲法九条は、まさに現行の憲法の規定でございます。もとより、解釈ということでございますれば、現行の憲法九条の規定が存在するということを前提としてその解釈は行うべきものであることは当然であろうと思いません。

○階委員 ちょっと、全く私には納得できませんが、この点についてはまた同僚議員にフォローをお願いできればと思っております。

次のテーマに移りますけれども、震災復興について、まずは好循環を実現すべきだと申し上げました。その好循環を実現するために必要なことを二つ取り上げたいと思います。

一つ目は、入札不調をどう防ぐかということ

あります。お手元に資料を何枚かお配りしておりますが、一枚めくっていただきますと、私の地元であります岩手県の発注工事、土木工事における入札不調の状況、それからもう一枚めくっていただきますと、同じ岩手県ですが、建築一式工事における入札不調の状況。これを見ていただくと、趨勢としては、入札不調がいずれの場合でも高くなりつつある、特に建築の方は顕著であるということが見てとれるかと思えます。

この被災地の入札不調について、国土交通省が行っている対策で改善されているかどうか、また、その改善状況について随時把握して、さらなる改善策について検討を行っているかどうか、国交大臣、お願いします。

○太田国務大臣 被災地の復興加速化のために事業の円滑な施工、極めて大事だというふうに思っています。ずっとこれを注視してきました。これまで、労務単価を昨年の四月に上げる、二一%、被災地で上げさせていた、この二月から、さらに加えて八%引き上げるといような措置もとらせていただきました。

岩手県をとりますと、昨年の入札不調が、一四%ぐらいが、これは時期によって、月によって、かなり予算の出る時期が違いますから変化があるんですが、昨年の二十五年度十二月までに二五%に上がっているという状況がございまして、大変心配をしました。

二月一日に復興加速会議というのをあえて持ちまして、岩手県からも来ていただきましたお話を聞かせていただきましたところ、去年の夏の豪雨

があつて、そこに仕事はかなりとられていたという要因もかなりあるということを聞きました。

この入札不調につきましては、再発注時にロットの大型化などを行っていく、あるいはまた、間接工費をこの二月からまた上げさせていただいたりする、資材の高騰ということが含まれるようにしていく、これをスライドさせていく。いろいろな措置をとらせていただいて、資材の高騰等については、釜石にプラントをつくるというようなこともさせていただいたりして、きめ細かく対応させていただいている状況でございます。

ことしの、その二月一日に行ったものでは、再発注したところ、ロットを大型化してほとんど契約ができていますから積み残しはないということのお答えでございました。（階委員「県の事業ですか」と呼ぶ）そうです。

そうしたことで、国よりも県の事業、県の事業よりも市町村の事業の方がどうしても小さくなったり手間がかかったりして、入札に入らないというような状況があるということも十分承知しておりますけれども、さらにきめ細かく対応していきたいというふうに思っておりますのでございます。

○階委員 今、県の事業について御説明いただきました。私のグラフも県の事業についてなんですが、実は、きのう役所の方と打ち合わせをしたときに、市町村についてこの数字はどうなっているんだと言いましたところ、個々の市町村については把握していないということでございました。

私が思いますに、今大臣も御答弁でおっしゃら

れましたけれども、市町村の方が入札不調の割合が高いのではないかと実感を持っていて、その点についてもやはりちゃんと検証していただいて、必要があれば随時改善措置をとっていただくことをお願いしたいと思います。

その上で、復興の好循環実現のためのもう一つのポイントですけれども、これは、この委員会あるいは復興特別委員会でも根本大臣にはたびたび伺っていることであります。宅地や防潮堤の敷地など復興事業に必要な用地をいかに早く確保していくかという点であります。

この点については、その次のページ、資料を見ていただきたいと思えます。

土地収用法、いわゆる緊急使用の条文でございませけれども、これを活用して早期に事業着手する場合のイメージ図ということであります。右側に通常の手続、左側に緊急使用を利用した場合の手続ということでありますが、今、復興庁の方でもいろいろな手を尽くしまして、通常の手続でいうと、上の方の事業認定の申請あるいは告示、それから裁決申請、このあたりまでは随分、以前よりは早くなつたというふうに理解しております。ただ、その後、収用裁決申請から、通常の場合ですと、収用裁決までに一年から一年半ぐらいかかると言われております。ここをいかにして短縮していくか。

また、通常の場合でない、緊急使用を利用する場合、これは、利用すれば、裁決の前に工事に着手できるから非常にいいわけですが、この緊急使用は六カ月という期間制限があるために、

なかなか収用委員会としてもこの決定に踏み切れないということがあるわけです。しかるに、この緊急使用というものも積極的に活用していくことが用地の確保には必要ではないかということで、ここでも国交大臣にまず伺います。

収用裁決の迅速化、それから緊急使用の利用拡大についてどのように取り組まれるか、済みませんが、時間の関係で、簡潔にお答えください。

○**太田国務大臣** 非常に大事なことで、ここが事業の遂行になかなか手間取っているということがございまずものですから、各県に昨年九月に迅速化ということについては提示をさせていただきました。

例えば、収用委員会の委員全員ではなくて、一部の委員による審理進行を可能とするような指名委員制度の活用とか、あるいは、事務局体制を拡大して、調査とか審査が、書類とかいろいろありますから、それがうまくできるようにということ、迅速化を図っているところですよ。

百二十三条の緊急使用の面につきましては、国交省としては、まず、活用するようにということで、昨年四月に通知を发出させていただきました。また、他県の事例を提示して、こういうことならできるといふことをさせていただいたところですよ。

モデル事業として、釜石の防潮堤の例の一つのモデルにしようというふうに思っておりますが、現地の状況を踏まえて、緊急使用の具体的な活用の可能性について、岩手県と個別的に協議を重ねているという状況にございます。

これが速やかにいくように、できるだけ、個別

案件ということになるわけでありませけれども、使えるようにしたいというふうに思っているところですよ。

○**階委員** 通常の手続でやっているとしても時間がかかります。権利者を調査して、権利者それぞれにちゃんと補償を行って、それから裁決をして、そういう手続を経て工事着手ということになると時間がかかるわけですから、緊急使用が必要だと思っておりますが、今お話があつたとおり、まだ被災地では、震災後、緊急使用という事例はございません。

そこで、復興大臣にお伺いしますけれども、やはり私どもとしては、今回の東日本大震災の復興という観点からだけでなく、将来、南海トラフとかさまざまな災害が起きることも予測されています。そのときに、今回のように用地の確保に手間取って復興の事業が進まないということを避ける意味でも、今このタイミングで用地の取得迅速化のための特別法が必要と考えますが、ぜひこの点について前向きな答弁をお願いします。

○**根本国務大臣** 私も、復興事業の迅速化には、用地取得の問題、これは非常に大きな問題だということ、この一年間、次々に、具体的な問題点隘路、これを乗り越える、この対応をやっております。

階委員もこの問題に大変熱心に取り組んでいたきておりますので、例えば財産管理制度も、通常なら半年間かかるところを三週間です。私は画期的だと思えます。それから、収用手続についても、三年八割ルールというのがありました。

これを、任意買収のときから先にやる。事業認可手続も、三カ月を二カ月でやる。残るのは、おっしゃるとおり、収用委員会、この裁決をぜひ早くやってもらいたいと私も思っております。

収用委員会の裁決手続も、各県を見ていますと、非常に長いところと早くやっているとありますが、まず、ですから、国交省にも、具体的な事案を整理して、そして提示してくれと。それから、岩手県の収用委員会の事務局を増員するというふうに聞いておりますが、このところが最終的に残っている大きな問題だと思います。

例えば所有者不明ならば、不明裁決というのは、私は多分早いんだろうと思うんですね。ですから、収用委員会での、その緊急使用の問題。緊急使用の問題も、恐らくこれは適用されている事案が少なかったのではないかと思いますから、このところを具体的に詰めてもらいたいと思います。

特別法の問題がありましたけれども、いずれにしても、今回、我々は加速化プログラムをつくりましたけれども、これは画期的に手続を短縮する、階委員も熱心に取り組んでいただいた抜本改革だと私も思っていますから、今の、残る新しいテーマとしての緊急使用、これはそういう段階にも来ておりますので、よくこれは詰めていきたいと思っております。

○階委員 これまでの御努力には敬意を表しつつ、この委員会でも、畑委員もこの問題について熱心に取り組まれて、立法の提言もございまして、うから、野党でも連携して、引き続き、この問題については国会で議論させていただければと思っ

ております。

そして次に、復興にも絡みますけれども、今回、復興法人特別税の一年前倒し廃止ということがどうやら政府として行われるようです。震災復興の好循環を実現するためには、国民全体が被災地に思いを寄せ続け、復興のための負担も分かち合うことが必要です。そのために復興関連の特別税を設けたというふうに理解しておりますが、今回の前倒し廃止で、黒字法人だけが負担を免れることになり、その趣旨には反しているのではないかと。

他方、廃止の目的は、足元の経済成長を賃金の上昇につなげるきっかけとするためだというふうに、さきの本会議で麻生大臣も答弁されました。しかし、廃止による減税分約八千億円が賃金上昇に確実に回る保証はないです。仮に回ったとしても、その恩恵は、データを見るところでは、都市部の大企業のサラリーマンに主に集中していくということだと思っております。

私としては、復興法人特別税を前倒し廃止するよりも、復興特別所得税の方を先三年間免除した方が、需要押し上げ効果、消費の押し上げ効果が確実かつ広範に生じて、大臣がおっしゃる目的にも沿うのではないかとというふうに考えますが、この点、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 復興法人特別税の前倒しの御質問ですけれども、これは、経済の好循環というのを目指するのが最大の目的であります。

おっしゃるように、復興特別所得税を三年間ということになりましたら、目先、個人の可処分所得がふえるということとは間違いないんだと存じま

すけれども、所得とか消費の持続的な拡大をやっていくということになりますと、これはやはり自律的な好循環というものを実現せねばならぬ。そのためには、企業の積極的な賃上げとか、また企業収益の拡大による個人の所得や消費の拡大につなげていくということが大事なのであって、総合的な取り組みというものがより効果的と考えて、その一環として特別法人税の前倒しを決めさせていただいております。

もう一点だけ言わせていただければ、今回の、今御疑問になっておりました、法人税を払っておるといふのは、おっしゃるとおり、法人税を払っている会社といふのは少ないんです。事情はいろいろありますので、よく説明はしませんけれども、計上法人、約七十万八千社ぐらいあるんですけども、実は中小企業がそのうち六十八万六千社ぐらいあると思いますので、そういった意味では、中小企業の比率の方が、九七、九八%ぐらいが中小法人なので、大企業よりむしろ中小企業の方に影響が大きい、私どもはそういう計算をしておりますので、ぜひ、そういった意味では、景気がよくなって全体が上がっていくことが大事だと思っております、この判断をさせていただきました。

○階委員 法人税に関して、もう一つ伺います。法人税引き下げについて政府・与党内で議論が始まっていると承知していますが、この資料の三というのをごらんになっていただければと思います。「社会保険料事業主負担の国際比較」ということで、これは法人税と社会保険料の企業の負担を主要国で比較してみたものでございます。

日本の場合は、社会保険料が七％、法人所得課税の税収が国民所得に占める割合が四・四％、以下、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、韓国と並んでおりますけれども、この両方を足し合わせてみると、ほぼ真ん中ぐらいではないかというふうに見てとれます。

今、法人税の方に議論が集中しておりますけれども、なぜ社会保険料についてもあわせて考えないのか。

といいますのは、仮に法人の負担を減らそうというのであれば、私は、正規雇用を促進していく上で、社会保険料を減らした方がいいのではないかと、また、赤字企業の負担軽減という意味でも、先ほど来御答弁がありましたように、黒字企業にだけ恩恵が及ぶ法人税負担の軽減よりも、社会保険料の軽減の方がいいのではないかと思っております。

これは実は本質的な問題を含んでおりまして、今、経済のデフレだけではなくて人口のデフレも進んでおります。その人口のデフレを解消していく上で、長妻先生も多分この委員会で指摘されたいんだらうと思えますけれども、正規雇用をふやせば結婚する比率が高まる、結婚する比率が高まると、結婚すれば、大体、子供が生まれる出生率というのは今でも二近くあるわけですから、出生率も高まっていくということで、これは人口デフレの解消にもつながってくるわけですね。

そういう今日本が抱える本質的な問題を考えたときにも、やはり社会保険料の方に優先的に論点を挙げて議論していくべきだと私は思っております。

す。厚労大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 委員が社会保険料と、どれをおっしゃっておられるのか、社会保険料はいろいろあるものでありますから、何にターゲットを絞っておられるのかよくわからないわけでありまして、そもそも、例えば年金も、今、被用者年金一元化法案が通りましたが、しかし、共済と厚生年金まだ現状、保険料率は違いますね。医療保険もそれぞれ、協会けんぽ、それから組合健保等々、共済も含めて違う。しかも、全て働いている方々には基本的にかかわるのが社会保険料でありますから、営利法人以外にもかかわるわけでありまして。それを景気対策で使うというのは、公平性を考えたときにどうなるであろうか。

そしてまた、例えば年金でありますとかそれから医療保険なんかは、法律で折半となっているんですね、付加給付はありますけれども。しかし、企業側を安くするということはできないわけでありまして、すると、法律改正をかなり広範にやらなきゃならない。これは種々いろいろな問題があります。

例えば、事業主に減免をかけるという話になれば、当然、保険料率を決めるのには労使でもいろいろ話しているわけでありまして、働く側からしてみれば、保険料、我々働く側の料率も下げるよというような話も出てくるかも知れない。すると、これは景気対策というよりは、本来、保険料をどう考えるかということでありまして、これは需給と負担のバランスからもちろん成り立っているわけでありまして、かなり大きな議論をし

ないといけない、しかも財源も含めてでありますけれども、そういう議論でございまして、ちょっとやはり景気対策として使うのはなかなか難しいのではないかとというのが認識であります。

〔委員長退席、上杉委員長代理着席〕
○麻生国務大臣 階先生、これは物すごく大事な指摘で、この種の話の話を正面切って聞かれた方は、余り私らのところにはないんですが。

会社経営している人から言わせたら、正規採用と政府は言うけれども、給与を正規に払って、正規に社員を雇うということは、社会保険料がついてくるわけです、半分払いますから。それがいい。だからアルバイト。だから、アルバイトに給料をやった方がまだいいとか、賞与だけふやした方がいいとか、いろいろ御意見があります。

これは物すごく大きな問題だといって、今、田村大臣の方からお答えがあつておりましたけれども、これは、グローバル競争の中で国際競争をやつていく上におきまして、この資料の中に出ておりますように、ここがやはり一番でかいところだと思っております。

これは今、政府の税制調査会において、この問題について今後どう考えるかというのは、これはちよつと長期的な話を含めて考えないと、その場で、短期で、予算の都合で一年でとかいう話とは全然違った種類の話だろうがということ、社会保険料のほかにも、電力とか人件費とか規制とか、その他ビジネス関係はいっぱいありますので、そういうものを含めて検討させていかねばならぬと思つて、既にその方向で指示をいたしております。

す。

○階委員 ありがとうございます。大きな問題だということは認識しておりますが、ぜひその大きなテーマも議論していただければと思っております。

エネルギー基本計画について伺います。きょうは経産大臣にもお越しいただいておりますので。

これから、エネルギー基本計画、政府の方で決定される段取りになっていると思いますが、私、昨年、藻谷浩介さんの「里山資本主義」という本を読んで、非常に感銘を受けました。私も岩手の出身でございますので、ここで言われている里山資本主義ということに共鳴したわけです。この本によりますと、「お金の循環がすべてを決する」という前提で構築された「マネー資本主義」の経済システムの横に、「お金に依存しないサブシステムを再構築しておこうという考え方」で、エネルギーの地産地消もこれに沿ったものだというふうに考えております。

エネルギーの地産地消の適地は、自然に恵まれた、実は過疎地でございます。そこで地産地消を進めていくためには、行政を初め地域のマンパワーが足りない中で、どのようにしていくんだらうという課題があると認識しております。

そういった観点から、経産大臣、エネルギーの地産地消にどう取り組もうとしているのか、お答えいただけますか。

○茂木国務大臣 藻谷さんと私も、何年になりましかね、数十年のつき合いです。全国をくまなく回る中で、自分の目で見、耳で聞き、さ

まざまな分野について提言をされている、すばらしい著書も本当に多い、こんなふうに感じております。

エネルギーの地産地消、先生の方から御指摘をいただいた点の中核をなしますが、各地域のエネルギー源を有効活用できて、そして地域において取り組みやすい、太陽光であったりとか風力、バイオマスといった再生可能エネルギー、これが中心になってくるんだろうと考えております。

御案内のとおり、現在、固定価格買い取り制度によりまして、投資回収に見通しがつくようになったことで、地域におきまして再生可能エネルギー分野の投資は活性化しつつある、このように理解をいたしております。

その上で、委員御指摘の、単にその地域でエネルギーを生産するだけではなくて、そのエネルギーを地域で消費する、こういった地産地消型の再生エネルギーの導入を促進していくためには、この固定価格買い取り制度の対象とならないような、自家消費用途での再生可能エネルギー発電設備であったりとか、発電のみならず、再生可能エネルギーの熱を利用した設備、ボイラーであったりとか冷暖房、こういった設備の導入を図っていくことがあわせて重要だと考えております。

経済産業省におきましては、平成二十四年度より、自家消費用途の再生可能エネルギー発電設備の導入支援事業、また二十三年度からは、太陽熱それから雪氷熱、これは逆に夏に冷房に使うわけでありまして、こういった再生可能エネルギー熱を利用した設備の導入支援事業を通じて、

地産地消型の再生エネルギーの導入を後押ししているところであります。

平成二十六年度の予算におきましても、これらの事業について必要な予算額を計上しております。引き続き、こうした支援を講じることによりまして、各地におけるエネルギーの地産地消を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○階委員 地産地消に積極的に取り組むというお話がございましたけれども、私が問題意識として持っているのは、地産地消の適地である過疎地はマンパワーが少ないので、その面での支援も必要だということを申し上げておきます。

それから、国交大臣にもう一問伺う予定でしたが、時間がなかったので、私の方から説明だけさせていただきます。

エネルギー基本計画の中で、省エネというものも大きな論点だと思います。省エネを進める上で、住宅の断熱化が私は重要だと。高齢の単身世帯がふえる中で、健康面であるとか防火の面から住宅の断熱化を進めて室内を快適な温度に保つていく、その意味での断熱化です。

高齢者に低体温症があらわれる室温が十度と云われているそうです。これは冬場の日本の平均的な寝室の気温と同じだそうです。ただ、十度というのと、私なんか岩手ですから、岩手だともっと寒くて、朝起きると息が白いということが間々あるわけです。それはやはり健康面、あるいは、寒いとやはり火を使うわけですから、防火の面でも高齢者のひとり暮らしにはふさわしくないだろうと思っております。住宅の断熱化についてもぜひ

取り組んでいただければと思っております。

済みません、時間が迫ってまいりましたが、下村文科大臣に最後、伺いたいと思います。

私、ある雑誌で、昨年、文科大臣の幼少のときのお話を目にしまして、非常に感銘を受けました。済みません、プライベートなことで恐縮ですが、九歳のときに交通事故でお父上を亡くされて、その後、兄弟三人で生卵一個を分け合うようなひどい食生活もされつつ、五年生のときには、担任の先生に裁縫道具を渡されて、先生から、将来文科大臣になるかもしれないねと言われて、きょう、ここに来られているということで、私は、すばらしい文科大臣としての生い立ちだなというふうに思っております。

その中で、中学卒業のときに、やはり御家庭が貧しくて普通高校進学を断念しそうになったんだけれども、ちょうどそのときに、今のあしなが育英会ですか、この奨学金制度ができて、それを使って進学をしましたというお話でした。

きょうここで取り上げたいのは、まさにその奨学金の話です。大学の奨学金に絞って申し上げますけれども、今、日本学生支援機構、この公的な奨学金について、有利子の奨学金については、なかなか、就職しても、今、生活が不安定だということ、返済がままならなくなって、返せなくて延滞金がかさんでいる。それで返せませんと言っても、裁判所から支払い督促が届いたり、いわゆるブラックリストに載ったりということで、せっかく奨学金を受けて、能力を高めて社会で活躍しようと思っていたのが、逆に奨学金が足かせとな

って社会で活躍できないというような問題も生じている。

そこで、最後の資料につけておりますけれども、今申し上げた有利子の奨学金制度だけじゃなくて、国の方では無利子の奨学金制度もあります。この無利子の奨学金制度を使えば、延滞金という問題は生じませんし、また三百万円以下の所得の人については、返還期限をいつまでも猶予できるということでございます。

この無利子の奨学金については、今現在は、希望者みんなが奨学金を受けられるわけではなくて、大体十六、七万人希望しても十万人ぐらいしか受けられないということでありまして、私はこれをもっとふやすべきではないかと思っております。

こういった大学の奨学金制度の拡充について、お考えをお聞かせください。

○下村国務大臣 私のプロフィールを詳細に御紹介いただきまして、ありがとうございます。

そういう経緯がありますので、経済的なハンデイキヤップをしょっていても、意欲、能力、志がある全ての学生に、チャンス、可能性を与えることを、ぜひ文部科学大臣として進めていきたいというふうに思っております。そのために奨学金制度は非常に重要だというふうに考えて、拡充をぜひしたいと思っております。

ただ、なかなかトータル的な、やはり財源の問題がございます。とりあえず平成二十六年度の予算案では、御指摘のように、無利子奨学金の新規貸与人員をふやそうということで、一・二万人増員することと、それから、延滞金の賦課

率を一〇%から五%へ引き下げることによって、真に困窮している奨学金返還者への救済措置の充実など、大学奨学金事業の充実をぜひ図っていきたいというふうに思います。

ある意味では、金利がある奨学金は学生ローンですから、ローンではなくて真の奨学金制度にするように、ぜひ拡充をしてまいりたいと思っておりますので、御支援よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○階委員 これで終わります。ありがとうございます。